

平成 12 年 9 月 19 日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 事業政策課 御中

〒810 - 0001
福岡市中央区天神 1 - 12 - 20
九州通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 田 中 進

IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方 に関する意見

標記につきまして、以下のとおり意見を提出いたします。

記

1 競争政策の基本的枠組み

ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本理念

全ての電気通信事業者が、公平・公正な競争環境のもとで、自己の経営責任において最も効率的なネットワークを構築し、サービス提供できる制度であることが必要と考えます。

公正競争条件の確保方策

加入者回線網を N T T 地域会社がほぼ独占している現状においては、N T T 地域会社が保有する資産を、全ての電気通信事業者が公正かつ適正な料金で利用できる制度の確立が必要と考えます。

ユニバーサルサービスの確保を制度化したうえでのメタル線及び光ファイバの開放は、地域通信市場における競争促進とアクセス網の多様化、高速・低廉化の促進に有効と考えます。

また、競争促進のため、支配的事業者（N T T）に対しては、ユーザー約款・料金、接続料金等は認可制を維持し、市場支配力を有しない事業者（N C C）に対しては認可制を廃止する非対称規制が合理的と考えます。

今後、地域通信市場における競争が促進されると、支配的事業者と新規事業者間、新規事業者相互間で、料金・サービスに絡む問題や行政に対する制度見直しの要望が増加することが予想されますので、公正・中立の立場から競争状況を監視し、紛争を適切に裁定する機関の設置が必要と考えます。

設置にあたっては、利用者、事業者からの意見・要望に対する受付から行政の意志決定に至るプロセスが常に透明で公平な仕組みが確保されることが必要と考えます。

2 NTTグループの位置付けと公正競争の確保

市場環境の変化等を踏まえたNTT再編成の評価と意義

持株会社は、NTTドコモ、NTT地域会社などの主要企業を持株会社の傘下に置くことで、実質的にはNTTグループ全体の利益を最大化する経営戦略を採りやすいため、再編成の本来の目的である競争促進に期待された効果は現れていないと考えます。

移動体通信は、既に固定電話の回線数を上回っており、固定電話の有効な対抗勢力となり得るものでありますが、現行のNTTグループの資本関係では、グループ全体の利益確保のため、NTTドコモとNTT地域会社の間で戦略的に非競争的な行動を採り得るものであり、競争の促進に弊害となる可能性があると思われま

す。また、固定電話・携帯電話間通信においても、事業者間での公正な競争や利用者サービスの向上のための多様な料金競争が促進されるような環境整備が必要と考えます。

NTTグループに対する各種規制の在り方と公正競争上必要な措置

このような状況から、現行の持株会社方式を改めてグループ子会社を完全分割し、NCCと対等の位置付けにするなどの抜本的な見直しが必要と考えます。

また、NTTのブランド名は、グループのほとんど全ての会社名に用いられていますが、販売・広報面での市場に及ぼす影響力の大きさを鑑み、公正競争確保の観点から、NTT再々編後はNTTの名を冠する会社を限定するなど、ブランド面においてもNCCと対等化すべきと考えます。

3 ユニバーサルサービスの確保

ユニバーサルサービスの社会的意義

沖縄IT憲章において、デジタル・ディバイドの解消に向けて努力することが確認されており、情報通信ネットワークが今後社会インフラとして重要な役割を担うと考えられることから、ユニバーサルサービスを確保することの社会的意義は大きいと考えます。

ユニバーサルサービスの範囲

ユニバーサルサービスをしなければ、競争の進展により情報格差が一層広がると思われるインターネットについては、電子商取引や行政サービス、遠隔教育、遠隔医療サービスなど広く国民生活に関わるサービスの導入に合せたユニバーサルサービス化の検討が必要と考えます。

また、移動体電話の普及状況を考慮した電話全体の在り方も含めて検討すべきと考えます。

ユニバーサルサービスの確保主体、コスト負担

ITの活用が産業競争力の強化や国民生活の向上に不可欠であること、及びIT革命への取組みが国の重点施策であることから、ユニバーサルサービスのための基金は、通信事業者が負担するのではなく、国の資金（例えばNTT株の放出による資金確保、税金の引当等）とするべきと考えます。

そうした上で、公正競争の観点から、NTTのみがユニバーサルサービスを行うのではなく、NCCも基金を使い、ある一定以上のコストがかかる地域へのサービスが都市部と同等のコストで提供可能となる施策が必要と考えます。

ユニバーサルサービスと料金水準

国民に不可欠なサービスを公平かつ安定的に提供するというユニバーサルサービスの概念から、基本的に同一サービスは同一料金で提供すべきと考えます。

4 電気通信事業における研究開発体制の在り方

NTTの研究所は、国の電気通信研究所がそのまま引き継がれてきたもので、NTT再編成後も、研究開発成果の普及の観点から、一定の開示条件のもとで他事業者にも開示されることになっていますが、「個別のサービス・商品を実現する研究成果は開示時期を個別に判断する」ことで、実質的にはNTTグループの利益を最大化する方策が採られているものと考えられます。

また、当研究所は国内の電気通信分野での基礎研究、応用研究の牽引役としての存在であります。1企業の研究所として位置付けられているため、研究開発費や研究開発内容がNTTの内部事情で統制され易いと考えられます。

このため今後は、我が国の技術水準の維持向上、国際競争力の強化、及び、公正競争の確保が図られ、全ての官民学に公平に研究成果が得られるような機関（例えばNTTから全く独立した株式会社等）に見直すべきと考えます。

以上